

介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

<令和 8年 8月 1日現在>

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 047-337-1231 (午前9時00分～午後5時30分まで)

担 当 月岡 勇 *ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 清山荘介護予防訪問入浴介護の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	特別養護老人ホーム清山荘 介護予防訪問入浴介護
所 在 地	市川市柏井町4丁目314番地
介 護 保 険 指 定 番 号	千葉県 第1270800202号
サービスを提供する地域	市川市、鎌ヶ谷市、松戸市、船橋市、白井市

*上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	業 務 内 容
管理者	1名	従業員・業務の管理
看護職員	2名以上	利用者の健康状態の確認、入浴の介助
介護職員	4名以上	入浴介助

(3) 営業時間

月 ～ 土 祭日	午前8時40分～午後6時40分
定休日	日曜 12/30～1/3

※緊急連絡先 047-337-1231

3. サービス内容

利用者の居宅（自宅）を訪問し、浴槽を設置して入浴の介護を行うサービスです。

4. 介護保険の給付の対象となる利用料

(ア) 介護予防訪問入浴介護費

(単位数/日)

区 分	単 位 数
介護予防訪問入浴介護	856
清拭又は部分浴	770

※「単位数」欄に記載の数値に施設所在地の地域加算率（市川市：10.70）を乗じた額に対して、「介護保険負担割合証」に記載された割合を乗じた額がご利用者負担料金になります。

(イ) 各種加算・減算 (単位数)

区 分	単位数	備 考
初回加算	2 0 0	初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1 月につき加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	認知症介護実践リーダー研修等修了者を基準に定められた人数以上配置し、かつ事業所の従業者に対して認知症ケアに関する会議を定期的開催したうえで、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上のご利用者数が基準に定められた割合を満たし、そのご利用者に対して専門的な認知症ケアを実施した場合、1 日につき加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	認知症介護指導者養成研修等修了者を基準に定められた人数以上配置し、かつ事業所の従業者に対して認知症ケアに関する会議を定期的開催したうえで、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者数が基準に定められた割合を満たし、そのご利用者に対し専門的な認知症ケアを実施した場合、1 日につき加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	4 4	職員の資格、勤続年数の体制に応じて加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ (1 ヶ月)	「(ア) 介護予防訪問入浴介護費」及び「(イ) 各種加算」等を合計した総単位数に定められた加算率 (1 3.3 %) を乗じた金額となります。	

※「単位数」欄に記載の数値に施設所在地の地域加算率 (市川市：1 0. 7 0) を乗じた額に対して、「介護保険負担割合証」に記載された割合を乗じた額がご利用者負担料金になります。

5. 支払方法

お支払方法は原則として、当月の料金の合計額を翌月 25 日頃に銀行口座振替又はゆうちょ銀行自動払込みの方法で支払いをお願いいたします。郵送された請求書金額をご確認の上、口座振替又は自動払込される口座にご入金ください。

※口座開設が間に合わない、残高不足による口座振替または自動払込み不能、ご逝去による口座閉鎖等に関しましては、上記のお支払方法ではなく、現金又は指定口座へ振込にてお支払いいただきます。

6. 事故発生時の対応

事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合や利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償責任を減すること又は減じることが出来るものとします。

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用されている方々の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技能の向上に努めます。
- (3) 虐待防止担当者を設置し、職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる態勢を整えるほか、職員がサービスを利用されている方々の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

＜虐待防止体制＞

虐待防止受付担当者	施設長 八須 祐一郎
虐待防止受付窓口（連絡先）	TEL 047（337）1231 FAX 047（337）6800

8. 緊急時における対応

介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族に報告させていただきます。

9. サービス内容に関する苦情処理体制について

サービスに関する相談、要望、苦情等について受け付けます。

① 当事業者お客様相談・苦情担当

苦情受付担当者 月岡 勇

苦情解決責任者 八須 祐一郎

第三者委員 進藤 幸男、谷内 弘美

② 法人相談・苦情受付等

社会福祉法人 慶美会 お客様相談窓口（特別養護老人ホーム「清山荘」内）

電話：047－337－1231

（受付時間： 月～金曜日 9時00分～17時00分）

当法人以外に、市町村の介護保険担当窓口や千葉県国民健康保険団体連合会でも苦情を伝えることができます。

市川市 介護保険課 (電話番号：047－334－1111)

鎌ケ谷市 高齢者支援課 (電話番号：047－445－1141)

松戸市 介護保険課 (電話番号：047－366－7370)

船橋市 介護保険課 (電話番号：047－436－2304)

白井市 高齢者支援課 (電話番号：047－492－1111)

10. 第三者による評価の実施状況

実施した年月日

令和5年8月18日～令和6年2月26日

実施した評価機関

株式会社 福祉規格総合研究所

当該結果の開示状況

あり

1 1. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 慶美会
代表者役職・氏名	理事長 桑原 経子
所在地・電話番号	市川市柏井町4丁目314番地 047-337-1231

定款の目的に定めた事業	1. 第一種社会福祉事業 2. 第二種社会福祉事業 3. 公益事業
-------------	---

施設・拠点等	居宅介護支援	4ヶ所
	訪問介護	2ヶ所
	訪問入浴介護	1ヶ所
	通所介護	6ヶ所
	認知症対応型通所介護	6ヶ所
	短期入所生活介護	7ヶ所
	介護老人福祉施設	7ヶ所
	ケアハウス	2ヶ所
	地域包括支援センター	9ヶ所

介護予防訪問入浴介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

法人・事業者

法人名	社会福祉法人 慶 美 会
法人所在地	千葉県市川市柏井町4丁目3 1 4 番地
事業者名	特別養護老人ホーム 清 山 荘
事業者所在地	千葉県市川市柏井町4丁目3 1 4 番地
代表者名	理事長 桑原 経子 印

説明者 所属 介護予防訪問入浴介護

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防訪問入浴介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄) _____